

Title	黒田清隆と明治八・九年の外交・内政： 「大久保政権」の構造をめぐって
Sub Title	A study on Kiyotaka Kuroda, diplomacy and domestic politics in 1875-1876 : the structure of "the Okubo administration"
Author	久保田, 哲 (Kubota, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.4 (2025. 4) ,p.45- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250428-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

黒田清隆と明治八・九年の外交・内政

——「大久保政権」の構造をめぐる——

久保田 哲

- 一、はじめに
- 二、政体改革
- 三、朝鮮問題
- 四、おわりに

一、はじめに

明治六年政変により西郷隆盛をはじめとする、いわゆる外征派の多くが下野し、大久保利通ら内治派を中心とする「大久保政権」が成立した。⁽¹⁾ともすると、大久保の独裁的な政治体制を想起させる「大久保政権」については、近年多くの研究成果がみられ、大久保が強いリーダーシップを持ちながらもそれは絶対的なものではなかったこと、岩倉具視や木戸孝允、伊藤博文、大隈重信らも一定程度の影響力を持っていたこと、「大久保政権」が外征派に配慮しながら内治政策を推進したこと、などが明らかにされてきた。⁽²⁾また、大久保は、台湾問題に際し

て、内治政策推進のために避戦を優先したこと、西洋国際法的道理を重視して清国との交渉を展開したこと、などが指摘されている。⁽³⁾ 他方で、「大久保政権」において薩摩閥政治家がどのような役割を果たしたのか、という点については、等閑に付されてきた。

筆者は、如上の問題意識から、看過されてきた黒田清隆が樺太問題や台湾問題など、「大久保政権」の外交課題に関与したかを追ひ、外交方針や安全保障政策で大久保と一致した黒田の存在が「大久保政権」の支柱の一つであったことを指摘した。⁽⁴⁾ ただし、その対象は明治六年（一八七三）から七年までにとどまり、明治八年以降については言及できていない。いうまでもなく、明治八年以降も、「大久保政権」は国内外の多くの課題に直面した。政権の基盤を強化するため、木戸孝允の政府復帰を契機に、明治八年四月には漸次立憲政体樹立の詔が出され、元老院および大審院の設置と地方官会議の開催が謳われた。かたや、保守派の期待を受けた島津久光は、復古的な主張を繰り返し、大久保も悩まされることとなる。外交面では、明治八年九月に江華島事件が起こる。「大久保政権」は、かねてからの課題であった朝鮮問題を平和裡に解決するとともに、西洋諸国には朝鮮領有の意思がないこと、国内には征韓熱が高まらないように配慮することが求められた。

本稿は、これら明治八年から九年にかけての外交・内政の諸課題において、黒田清隆がいかに対峙したかを詳らかにしていく。その上で、明治六・七年の黒田に着目した拙稿「大久保政権」下の黒田清隆の成果も含めて、当該期の「大久保政権」の構造に包括的な考察を加えるものである。さらに、好戦的で交渉力に乏しいと語られてきた黒田の実像についても、再考することとしたい。

二、政体改革

(一) 大阪会議

明治六年政変を経て成立した「大久保政権」は、内治政策を一丁目一番地に据えた。内治政策の円滑な実施には、外交や安全保障の問題を争点化させず、政府内外の外征派に政権運営へ容喙させないことが肝要となる。大久保は自ら清国と交渉し、台湾問題を決着させた。黒田清隆は、樺太問題に際してロシアとの交渉役に開拓使官員の榎本武揚を推し、同問題を解決に導いた。また、屯田兵設置等により開拓使の勢力を拡大させると、大久保の推挙を得て参議に就任した。明治七年（一八七四）末の時点で参議は、薩摩出身である大久保、寺島宗則、伊地知正治、黒田の四名、長州出身である伊藤博文、山県有朋の二名、佐賀出身である大隈重信、大木喬任の二名、旧幕臣である勝安芳の一名で構成されており、薩摩出身者の割合が大きくなっていた。他方で、明治七年には島津久光が左大臣に就任し、復古的要求を繰り返した。久光はさらに、大久保や大隈の罷免を訴えており、政治的確執という面でも薩摩が中心であった。

こうした状況は、とりわけ長州出身者の不満を高めた。伊藤は、「再三島津公に論迫仕候処、議論は更に異議無之同意之趣に御坐候へ共、処置振りに到候而兎角一定に難帰、甚難渋仕居申候」と、久光の動向に関する不平を木戸に漏らしている。⁽⁵⁾同じく長州出身の井上馨は、かねてより「元老院・下院に似たる場処」の設立を模索しており、久光に起因する政治混乱を政体改革に結びつけようと考えた。⁽⁶⁾彼らは、薩摩グループの影響力低下や政体改革を目論み、木戸の政府復帰を大久保に打診する。大久保とすれば、政権の基盤強化や久光の建白書への対応のために、自らと並びうる存在である木戸の復帰はメリットが大きく、「再び木戸君を起し」たいとの意向を示した。⁽⁷⁾

木戸への下交渉には、主に井上があたった。井上はまず、「芋論に被圧勢を生し曲従する様に而は、人民も迷死する之外無之様愚考仕候」と木戸に語る。痛烈な皮肉か、あるいはリップサービスか、薩摩グループを「芋」と蔑み、彼らの主張ばかりが政府内で罷り通ってしまえば、日本の行く末も覚束ないと嘆いた。その上で、小室信夫や古沢滋、さらには板垣退助らが「芋を一除不仕ては政府之事業不挙事を吐露仕候」と、薩摩グループの影響力を削ぐため大阪に結集している状況を知らせる。ただしこれは、「土長合力政府を助くる杯之主意に組立不申候」、すなわち長州および土佐の出身者らが現状の政府を補佐する趣旨ではないという。「只政府之目的を立、法を重んずる之方法に依て御論談有之候」ことが趣旨である。木戸には政府に復帰し、大久保と連携することを願っているとした⁽⁸⁾。

大久保と木戸の会合は、大阪で実現する。大久保は、会合に黒田を同席させた。黒田と木戸の関係は、慶応二年（一八六六）に遡る。いわゆる「薩長同盟」に際して、黒田は木戸の説得役を担い、両藩の連携に尽力したのである⁽⁹⁾。大久保としては、黒田の実績を買っており、また黒田と木戸の関係性にも期待していたと考えられる。

明治八年一月七日、大久保、木戸、黒田の会合が行われた。大久保と木戸が碁を打つなど、両者の親睦が主であったとみられる⁽¹⁰⁾。翌八日の会合は、大久保が木戸に朝鮮問題への対応の意図などを説明し、政府復帰を促した。木戸は即答しなかったものの、両者は会合を続けることで一致した。しかし、同日夜の酒席で、酔った黒田が木戸に放言してしまう。このことを木戸は、「黒田酔狂余亦不能無不平」と日記にしたためている⁽¹¹⁾。翌日以降、黒田は謝罪を繰り返したが、木戸は黒田に会わず、自身の今後はしばらく決められないとして来訪を断ったようである⁽¹²⁾。

黒田の酒癖の悪さは、今日でもよく知られるところであり、政治家としての黒田を軽視する大きな要因となっている。実際、大久保はこの後伊藤を大阪に呼び寄せるとともに、黒田には手薄となった東京に戻ろう命じた⁽¹³⁾。

黒田の失態であることは間違いないが、実際、木戸の黒田への怒りはそれほど深くなかったとみられる。木戸は、早くも一月一七日に黒田を訪ね、大久保に政府復帰について返答する考えを示したようである。⁽¹⁴⁾一方の大久保も、黒田に単に帰京を命じただけでなく、木戸に政府復帰を促す勅使を出すよう三条実美と岩倉具視への周旋を依頼している。⁽¹⁵⁾

もつとも、木戸の説得は難渋した。木戸は大久保のみならず、板垣・小室・古沢とも会合し、民選議院について話し合った。⁽¹⁶⁾かたや大久保は、木戸に政府復帰を促すよう政体改革案を伊藤と協議するとともに、板垣ら土佐グループについては「左まで之事も出来申さしく候」と歯牙にも掛けていないことを黒田に示していた。⁽¹⁷⁾一月二十九日、大久保は、木戸が政府復帰に前向きになったという情報を得ると、黒田に勅使を催促した。⁽¹⁸⁾黒田の周旋を受けて三条と岩倉が動き、「朕切ニ汝ノ力疾シテ帰京センコトヲ望ム」という勅語が発せられ、二月五日、東久世通禧が勅使としてこの勅語を携えて大阪に到着した。⁽¹⁹⁾以上のいわゆる大阪会議により、木戸と板垣の政府復帰が決まった。

「大久保政権」としては政権基盤の強化となったものの、なおも懸念が残っていた。それは、久光の動向と樺太問題である。順次みていこう。

(二) 島津久光問題

かねてより島津久光は、復古的な建白書を提出するなど、守旧的な公家らの期待を集めていた。大久保利通をはじめとする薩摩閥政治家にとって、久光はかつての国父であり、その動向は悩ましくあった。大久保は、三条実美から帰京を促された際も、久光への対応が「甚困却」であり、「当分下坂中其事二不図候」ことが「幸」であると伊藤博文に漏らしている。⁽²⁰⁾実際に、久光の建白書の取り扱いが難儀であった。久光は保守派の期待を集め

ており、これを軽々に扱えないが、とはいえ採用するわけにもいかない。そこで三条や大久保は、建白書を審議する新たな機関の創設を模索していく。⁽²¹⁾

三条は、以上のような文脈から、政体改革の実行を大久保に発案した。⁽²²⁾ 政体改革は、木戸孝允や板垣退助の要求とも合致しており、明治八年三月一七日、木戸・大久保・伊藤・板垣の四名が政体取調御用に任ぜられた。⁽²³⁾ 翌日より会議が開かれ、四月五日の閣議で改革案の骨子が示された。⁽²⁴⁾ それは、「立法ノ源ヲ広」めるための元老院、「審判ノ權ヲ鞏ク」するための大審院を創設するとともに、「民情ヲ通シ公益ヲ図」するための地方官会議を開催し、「漸次二国家定律ノ政体ヲ立テ」るというものであった。⁽²⁶⁾ このなかで、元老院に建白書の受納機能が与えられた。

この改革案に対して、黒田清隆は賛同しなかった。ただし、従来の改革も「其名アルノミニシテ其實ハ依然旧ニ異ナルナシ」、改革ばかりを求める者が「幾タヒ改革ヲ為スモ徒ニ其面目ヲ改ムルノミニシテ其實ハ依然旧不可ナリ」という考えを示しており、改革の中身について具体的な反対意見はみられない。⁽²⁷⁾ 黒田のみならず、岩倉具視もこの政体改革に「頗ル不同意」であった。⁽²⁸⁾ それはこの案が限られた者のみで作成され、自ら関与できなかったことに起因すると考えられ、黒田の反対も同様の可能性がある。ただし、黒田は太政官制潤飾の主導者と今回の主導者が同一であることを反対の根拠としており、これに唯一該当する板垣の存在を警戒した可能性が高い。黒田が語るところによれば、大久保から「衆議ニ従フヘキ」ことを勧告されたが、明治六年政変に際して西郷隆盛の使節派遣論にも、「公事ヲ議スルニ至テハ己ノ意見ヲ枉ケ苟クモ雷同ス可ラサル」と首肯せず、今回も同様であるという。⁽³⁰⁾ 黒田としては、明治六年政変で西郷が下野したことについて、板垣にも責任の一端があるとみたのかもしれない。いずれにせよ、黒田が不同意を貫いたなかで、四月一四日に漸次立憲政体樹立の詔が発せられ、政体改革案のとおり、元老院および大審院の創設と地方官会議の開催が謳われた。

政体改革に批判的であったのは、黒田ばかりではなく、薩摩出身者の傾向である——このようにみたのが井上

馨であった。井上は木戸への書簡のなかで、薩摩出身者が「立君定律」に否定的であること、なかでも大山巖・西郷従道・黒田らの不平は大きく、久光とともに君主専制を志向していると伝えている。⁽³¹⁾ 黒田をはじめとする薩摩出身者は、反立憲制・反長州・親久光と位置づけられているのである。しかしながら、これはあくまで井上の見解であることに留意が必要である。黒田は、改革案の内容ではなく板垣への警戒から反対した可能性が高く、反立憲制と断定できない。黒田はまた、久光への親和性を示していたわけではなく、むしろ久光を警戒していた。さて、久光の要求に押された三条は、久光に元老院議長の後藤象二郎、元老院議員の陸奥宗光らが「施政上之障碍」であると、強く反発した。⁽³²⁾ 八月四日には、黒田も久光の元老院議長兼任に対する自らの考えを三条に示した。黒田はまず、久光が元老院議長兼任を受けない可能性を指摘し、それが「上下ノ疑惑ヲ来タ」してしまい、「誠ニ小事ニアラス」という。その上で、「願クハ閣下事ヲ処スル慎重必ス大久保木戸二人ニ商」ること、つまり三条が本件を決定するにあたって大久保と木戸への事前相談を求める。たとえ事態が切迫しようとも、「情面ニ曲狗シ輕易許諾シ優柔不断以テ後悔ヲ胎ス勿ランコトヲ」と、慎重な対応を訴えたのである。黒田はまた、板垣の主張する参議省卿分離についても、「今日ニ行フ可ラス」と反対した上で、「現今ノ制ニ仍リ別ニ変更スル無ク漸次拡張以テ大成ヲ期スヘシ」という立場を表明した。⁽³³⁾ 当時の黒田が参議と開拓長官を兼任していること、参議省卿兼任が大久保ら薩摩グループの主論であったことを踏まえれば、参議省卿分離を訴える板垣は、黒田の警戒対象であった。

さらに、後述するように、黒田は薩長の連携を深める方向に動いていく。つまり、先に紹介した反立憲制・反長州・親久光という井上の見立てを、額面どおりに受け取るわけにはいかないのである。

次節で述べるように黒田は、八月末より一〇月上旬までクリル諸島を巡航するため東京を離れた。この間、元老院の権限や久光の取り扱いをめぐる木戸と板垣が割れ、伊藤と井上が両者を取りなしていた。この事情を、

黒田は大久保からの書簡で知る。同じ書簡には、「左印」すなわち久光が板垣との連携をみせるも、「工合十分に参らす稍瓦解之様子」にみえ、「兎戯二属し」、「笑止千万」と、久光への痛烈な批判も書かれている。⁽³⁴⁾ 大久保は、黒田が同郷であるからこそ久光への不満を漏らすことができたのか、はたまた黒田との一体性を強固にしようとして久光への不満を吐露したのか。その真意は断定できないものの、大久保のみならず、黒田も久光と一線を画していたことは間違いない。

一〇月二二日、久光は辞表を提出した。帰京後の黒田は、一〇月二四日、大久保・大山とともに彼らの処遇について話し合う機会を得た。⁽³⁵⁾ その後の二七日、「衆議公論」により久光の辞表は受理され、板垣も免官となった。⁽³⁶⁾

(三) 樺太問題

さて、「大久保政権」のいま一つの懸念であった樺太問題に目を移そう。すでに、樺太をめぐる対露交渉にあたっては、黒田清隆の推薦を受けた榎本武揚が特命全権公使に就任し、明治七年一月より国境問題の交渉を開始していた。榎本は、交渉過程を日本に随時伝えており、黒田もそれを把握していた。黒田としては、三条実美や岩倉具視から拙速な判断が下されることを恐れ、大久保利通に両大臣への牽制を依頼している。⁽³⁷⁾ 黒田の根回しにより榎本は対露交渉を主導し、明治八年五月七日、樺太・千島交換条約が日露間で調印され、八月二二日に東京で批准された。⁽³⁸⁾ かくして、日本の北方の国境が画定し、平和裡に樺太問題は解決したのである。

とはいえ、当地の住民の帰属が穏便に行われるかは不透明であり、混乱が生じれば政府内外の外征派を刺激しかねない。そこで黒田は、八月末よりクリル諸島に巡航することとなった。この巡航については、開拓使八等出仕の佐藤秀頭が記録を残している。以下、この記録に従い、黒田の動向を確認しておきたい。⁽³⁹⁾

そもそもクリル諸島は、開拓使の管轄であったものの、「信書ノ往復トテモナク当時ハ唯魯ノ一商人ニ其獵場

ヲ貸渡シ住民需用ノ諸品ハ其商人ヨリ之ヲ諸島ニ輸送セシメ置タルマ、一切ノ事当庁之ヲ関リ知ラス」という状況であった。したがって、当地の産業の状況を視察することも目的の一つであった。ところが、クリル諸島への道中は難航した。とりわけ九月一日以降は、「連日太陽ヲ見ス又星ヲモ見ルコトナシ地方モ都テ水霧ニ包マレタルマ、船ヲ進ムルニハ唯海図ト羅針ニ由ルノミニシテ船長モ其船ノ位置ヲ確知スル能ハス」という状況であった。船団が離れ離れになったなか、黒田が乗船した日進艦は、一二日にペトロパブロフスク湾に投錨したようである。同地では、黒田の命により、「獣皮并ニ魚類ノ見本及ヒ土民ノ用ユル聚斂衣革靴」などが買い求められた。また、人口構成や物価、税制などの調査も進められた。

得撫島の集落では、黒田が当地の酋長を船に招き入れ、交流する機会を設けた。酋長は日露間で樺太・千島交換条約が調印されたことを知っており、日進艦の号砲を聞いて自分たちが追い出されるものと捉えたようである。黒田は、「永ク此地ニ留リ日本ノ臣民トナラント欲スル者ハ百万之ヲ保護シ幸福安寧ニ其旧業ヲ営ミ都テ従前ノ仕来リニ異ナル所ナカラシムルハ勿論若シ旧里ニ帰ランヲ要スル者ハ我政府亦敢テ之ヲ拒マス尽ク其意ニ任カセシムヘシ」と、日本に帰属するか否か自由に選択して構わないと伝え、今回は実地調査に來たのであり、今後改めて彼らの希望を確認するとした。これを聞いた酋長は安堵し、集落内で酒席が催された。また、酋長らは僧侶の当地への訪問が認められるか否かに懸念があったようで、黒田は「之ヲ憐ミ時ニ教僧ヲ此地ニ派遣」するよう整えると、宗教上の配慮を約束した。⁽⁴⁰⁾

黒田一行は、九月二四日にはクリル諸島を離れ、一〇月一二日までに順次東京に戻った。帰京後の黒田は、戸口・物産調査の結果を政府に提出している。⁽⁴¹⁾こうして、黒田によりクリル諸島の穏便な帰属の見込みが立ち、現地産業の可能性も見出された。先述のとおり、日本への帰属が難航すれば、外征派を刺激しかねない。また、「大久保政権」が最重要課題とした内治政策、とりわけ殖産興業政策を推進するために、日本に経済的利益をも

たらしうる現地産業の可能性は、大きな意味を持った。黒田のクリル諸島巡航は、「大久保政権」にとって有益な成果であった。ところがこの間、外交面で新たな問題が発生していた。木戸が久光問題と並び政府復帰後の「障碍」であり「不幸」だと表現した江華島事件である。⁽⁴²⁾

三、朝鮮問題

(一) 朝鮮との交渉と江華島事件

朝鮮問題は、明治政府にとってかねてからの外交課題の一つであった。明治四年（一八七一）九月に対等条約である日清修好条規が締結されると、日本が朝鮮の宗主国である清国と対等な関係になったことを根拠に、明治政府は朝鮮に対して国交樹立を強硬に求めた。しかし、朝鮮側の抗議により断絶状態となってしまう。明治六年政変後も、三条実美らが朝鮮使節派遣論を唱えるなど、樺太問題と同様に朝鮮問題は、「大久保政権」に重くのしかかっていたのである。

「大久保政権」において朝鮮問題に従事していたのは外務省であり、なかでも森山茂や広津弘信がその中心であった。明治七年一月、森山らは、朝鮮が受け入れやすい対馬宗家を派遣し、国交樹立に向けて周旋させようと考えた。いわば前時代的、近世的観念に基づいた外交交渉を展開しようとしたのである。しかし、政府が台湾出兵に追われ、宗氏派遣計画は頓挫する。以降も水面下で朝鮮との交渉を行うものの、たとえば日本が外交文書に「皇勅」という文言を使用することを朝鮮側が拒むなど、交渉は暗礁に乗り上げてしまった。⁽⁴³⁾ こうした折、海軍省は釜山に派遣中の雲揚艦長井上良馨に「海路研究」の指令を出した。朝鮮への示威運動の一環であったとされる。明治八年九月二〇日、井上らが測量や朝鮮官員との面会のため雲揚からボートを下ろして江華島に向かった

ところ、江華島南端の第三砲台から砲撃を受け、井上らは小銃で応戦した。翌二一日、雲揚が砲撃を開始すると朝鮮側も応戦する。雲揚の砲撃は二二日も続いた。その結果、日本側で死者一名、朝鮮側で死者三五名の被害が出た。いわゆる江華島事件である。⁽⁴⁴⁾なお、雲揚は九月二四日に朝鮮を発ち、二八日に長崎に帰港した。日本政府は、江華島事件を自衛のための戦闘行為であったと諸外国に説明している。かかる江華島事件は、停滞していた日朝国交交渉を動かす契機となる。以下、黒田清隆の特命全権弁理大臣任命までの基本的な流れを確認しておこう。⁽⁴⁵⁾

江華島事件を受けて、いち早く具体的な対応案を提示したのが木戸孝允であった。木戸は、事件を知った翌日の九月二九日、自らを使節として清国と朝鮮に派遣するよう求めたのである。⁽⁴⁶⁾大久保利通・伊藤博文・井上馨らもこれに賛同し、一〇月三日の段階で木戸の使節派遣が内定した。⁽⁴⁷⁾一〇月五日の木戸の意見書によれば、清国と交渉し宗主国としての責任を問ひ、清国の仲介拒否という返答を得たうえで、朝鮮に渡り謝罪を求める、という戦略を描いていた。在野で征韓論を再燃させないよう、戦争回避の立場から朝鮮に謝罪を求めるための使節派遣であった。⁽⁴⁸⁾政府内では朝鮮との交渉戦略がすぐにまとまらなかったものの、一〇月二七日になり、三条邸にて朝鮮側の砲撃を「不問」とせず、謝罪を求めることが決定した。⁽⁴⁹⁾この決定に関して、大久保の根底には木戸と同じく避戦論があり、朝鮮領有を企図していなかったといわれる。⁽⁵⁰⁾一方、法律顧問のボアソナードは、万国公法に基づき、清国や欧米各国への使節派遣の事前通告、交渉決裂時の明確な根拠や手順、目的による武力行使、国交樹立実現のための補償要求という交渉案を提示している。⁽⁵¹⁾

さて、日本は朝鮮との交渉に際し、朝鮮の宗主国とみなした清国に配慮する必要があった。ところが一月四日、清国臨時代理公使鄭永寧より、江華島事件の処理に清国が関与しないことが伝えられた。すなわち、清国が朝鮮を独立国家とみなしたこととなり、同月二〇日に特命全権駐清公使に任命された外務省官員の森有礼の役割

は、日本の朝鮮使節派遣に関する「報知」と「趣意」の説明となった。⁽⁵²⁾ こうして朝鮮との交渉は、木戸の派遣を待つのみとなったが、一月下旬、木戸の体調が悪化し、朝鮮行きが困難となった。そこで白羽の矢が立ったのが黒田であった。一月九日に黒田が特命全権弁理大臣に、後日に井上馨が副使に命ぜられた。

朝鮮側の対応も、簡単に確認しておきたい。⁽⁵³⁾ 朝鮮は、日本の外交文書に「皇」や「勅」という字句が使用されていたことから、これを受理してこなかった。しかし一月二二日、朝鮮は、一転して日本の外交文書を受理する方針を示した。これには、文書を受理することで日本側に譲歩しつつ、全権使節団の派遣を中止させたいという思惑があったとされる。しかし日本側は、使節団派遣という決定を覆さなかった。

(二) 黒田の特命全権弁理大臣就任

木戸孝允の朝鮮派遣が見送られた後、なぜ黒田清隆が特命全権大臣に任命されたのであろうか。この点については、従来の研究でも見解の相違がある。⁽⁵⁴⁾ 改めて、黒田の任命経緯と意図を検討してみよう。既述のとおり、木戸の朝鮮への使節派遣は、一〇月初頭の段階で内定していたが、その後、黒田が朝鮮行きを希望した。クリル諸島の巡航から戻った直後のことである。外務卿の寺島宗則はこれに反対しており、⁽⁵⁵⁾ その真意については追って考察したい。黒田の希望は相当熱の入ったもので、同郷の吉井友実は、黒田派遣を検討してはどうかと大久保利通に提案している。⁽⁵⁶⁾ とはいえ、すでに内定している木戸の朝鮮派遣を覆すわけにはいかず、黒田の希望は叶わなかった。ところが、事態は黒田に好転する。これも既に述べたとおり、木戸の体調悪化により、朝鮮派遣が白紙に戻されたのである。一月二三日、大久保は木戸邸を訪れ、朝鮮使節派遣について話し合った。その翌々日、大久保は、朝鮮問題の対応が新聞メディアを賑わす状況にあつて、「機ヲ誤患害ヲ来シ」⁽⁵⁷⁾ てしまったため、黒田を朝鮮に派遣したいと寺島に伝えた。同日、大久保は黒田にも書簡を送り、黒田の朝鮮派遣を三条実美に打診するこ

と、明日には派遣が決定する見込みであること、などを伝えている。なお、同書簡からは、司法大輔の山田顕義が木戸に代わって朝鮮行きを望んだこと、大久保がこれを拒んだことが示されている。⁽⁵⁸⁾ 大久保は、山田の自薦を退けて黒田を指名したのである。かくして一月二七日、黒田の使節派遣が内定し、二月九日、黒田は特命全権弁理大臣に就任した。

当時の黒田は、好戦的な人物とみられており、朝鮮との交渉役として危険視する向きがあった。外務大輔の鮫島尚信は、黒田をそのようにみていた一人であり、三条は黒田の任命に際し、鮫島への根回しの必要性を考えていた。⁽⁵⁹⁾ 黒田と会った鮫島は、黒田の考えが「殊之外穩にて大に安神仕候此上は御懸念無之而可然歟と奉存候」と、黒田評を改めているが、換言すれば、それ以前は好戦的だという黒田像を描いていたのである。また、朝鮮派遣を断念した木戸は、黒田の代役就任を聞き、政府は「已に戦争と決せり」との感想を抱いた。⁽⁶¹⁾ のちに井上馨を特命副全権弁理大臣に任命する際、大久保は伊藤博文に対して、黒田が「疎暴之挙動を以大事を誤」る可能性がある、と黒田の交渉力への懸念を示した。⁽⁶²⁾ 同書簡にはまた、井上に黒田の抑え役を期待していることも記される。そのため、対朝鮮交渉団を「台湾出兵から日清関係が緊迫した時に対清開戦論を唱えて薩派軍人の信頼を得ていた黒田を正使に、大阪会議前後から一貫して薩派軍人と征韓派の暴走を懸念して民権派と結んでもそれを抑えようと腐心してきた井上を副使とする使節団」と位置づける評価がある。⁽⁶³⁾

しかし、このような評価は、妥当であろうか。まずこの大久保書簡は、井上の副使就任を望んだ大久保が、伊藤に井上への説得を依頼したものである。伊藤へのリップサービスの可能性があり、黒田評が額面どおりに受け取れるかは慎重に判断しなければならない。なお、大久保が井上の就任を望んだ理由は、追って考察する。

また、黒田が「対清開戦論」を唱えていた、というのは正確ではない。台湾出兵やその後の対清交渉に際し、黒田は出兵に賛同したものの、それは台湾領有を射程に入れたものではなく、武力衝突の可能性を否定できない

なかで安全保障上の必要な措置と捉えたためであつた。⁽⁶⁴⁾さらに、黒田の任命の直前に、黒田がクリル諸島巡航の報告書を提出していることも考慮したい。既述のとおり、黒田は現地住民と話し合い穏便な日本帰属への道筋をつけ、また日本の経済的利益を模索した実績がある。いま一つ付言すれば、明治七年の台湾問題に際して対清交渉をまとめた大久保が、西洋国際法的な道理を貫くことの重要性を黒田に伝えているのである。⁽⁶⁵⁾そもそも、今日と比べれば、通信手段がはるかに未発達であるため、外交交渉の責任者の裁量権は必然的に大きくなる。大久保としては、自らの外交方針と異なる者や外交手腕に不安を抱かせる者を全権大臣に指名するわけにはいかない。これらを踏まえれば、朝鮮との国交を平和的に樹立させ、通商を開始することを企図して、黒田は自ら交渉役を希望し、また大久保は黒田の交渉力に期待したと考えられるのである。

実のところ、黒田は朝鮮との交渉をどのように考えていたのであろうか。朝鮮行きを目前に控えた明治九年一月六日、黒田は一つの建議を作成した。⁽⁶⁶⁾そこには、「懲伐ノ事神速ニ出テ時機ヲ失フ可ラス遷延月日ヲ曠セハ清魯諸国ノ葛藤ヲ生スルナキヲ保ツ能ハス且国内人心ノ嚮背ヲ誤リ不測ノ変ヲ生スルモ未タ量ル可ラス」、「若シ決絶ノ報ヲ得ハ直ニ王師ヲ発シ彼ヲシテ防御ノ遑アラサラシメ以テ機会ヲ誤ルナキヲ要ス」と、武力衝突の際には迅速に動くことが重要であると書かれており、開戦に積極的であるようにみえる。しかし、そもそも黒田は、交渉が不調に終わったときの対応としてこの建議を作成している。参議兼陸軍中将であり、対朝鮮交渉の責任者でもあるという立場としては、万が一の対応を想定することは当然の務めであろう。さらに、交渉が上手く行かなければ「懲伐ノ拳ヲ行フ」可能性はあるが、「屈服悔悟我意ヲ達スルニ至レハ則足レリ」、「土地ヲ貪リ版図ヲ広ムルヲ欲スルニ非ス故ニ師ヲ出スノ初二当テ予メ明諭ヲ下シ普ク此意ヲ知ラシメ我カ国体ヲ全フスルヲ要ス」と、朝鮮領有の意図がないことを示している。⁽⁶⁷⁾

ここで、蛟島が朝鮮との交渉に臨む黒田への評価を、好戦的ではなく穏健的であつたと一変させたことを想起

したい。また、井上馨も、「黒田も古之非黒田、誠に細密に相渉、又前途見込等も殊之外暗合候而何一つ異論も無之、実以仕合せ申候」と好戦的とみた黒田への評価を改め、朝鮮との交渉に希望的観測を持った。⁽⁶⁸⁾以上の点に鑑みるに、黒田は、朝鮮側の対応により小競り合いの可能性を想定するものの（それは当然であろう）、対清開戦や朝鮮領有を積極的に企図していたとはいえないのである。

それでは、朝鮮問題の平和的解決を黒田に託した大久保は、なぜ井上を特命副全権弁理大臣に就任させたのであろうか。もちろん、井上の外交経験が豊富であったことは大きい。ただし当の井上は、朝鮮行きを命じられた理由をそのような単純な理解にとどめなかった。井上は、「長人不荷担当却て後來廟堂上の平均を得るに一術ならんと不得平均ときは国内の大不幸」であり、「抑去々月政府變動の時より不得止の情勢あり」と木戸に語っている。⁽⁶⁹⁾大久保の真意も、ここにあつたと考えられる。大久保は、木戸の代替者として長州出身の山田の自薦を退けて黒田を推した以上、薩長の権力バランスへの配慮は一層求められる。木戸が黒田の派遣を受けて「已に戦争と決せり」と嘆いたことは、大きな懸念である。大久保は、このような状況を踏まえ、伊藤博文や山県有朋をはじめとする長州閥政治家への根回しを黒田に指示している。⁽⁷⁰⁾また、長らく政府を離れ薩摩への不満を漏らしていた井上が副使に就任すれば、長州グループとの関係は強固となる。⁽⁷¹⁾このように理解すれば、暴走癖のある黒田の抑え役になってほしいという伊藤宛大久保書簡も、先に触れたように大久保の伊藤へのリップサービスという可能性が高まることとなる。井上は、日本を發つ際に大久保から黒田は交渉相手と折り合うのが苦手であるから助けてほしいと声をかけられた。しかし、黒田の名を出しながら実際には井上自身の暴走癖を戒めたかったのだらうと、大久保の真意を解釈している。⁽⁷²⁾

黒田も長州グループに配慮し、井上・大山巖とともに朝鮮派遣に関する木戸の考えを聞く機会を設けた。⁽⁷³⁾また、井上が責任を追及されていた尾去沢銅山をめぐる裁判について、「至急同人裁判了結候様其筋へ御沙汰被成下」

と、早期決着を三条・岩倉具視に願ひ出ている。⁽⁷⁴⁾ 黒田の働きかけが奏功したのか、一二月二六日、尾去沢銅山事件の判決が下された。⁽⁷⁵⁾ 翌二七日、井上の元老院議官就任と特命副全権弁理大臣任命が正式に決定したのである。

(三) 交渉開始前

大久保利通や黒田清隆が、朝鮮問題の平和的解決や薩長の連携強化を企図していたとはいえ、黒田の特命全権弁理大臣就任に対して、武力衝突への懸念が持たれていたことは確かであった。そのうえ、すでに江華島事件の勃発によって国内外の外征派を刺激しかねない状況である。そのため大久保は、黒田の朝鮮派遣が日本各地で征韓熱を高めてしまうことを警戒した。⁽⁷⁶⁾ 実際、「六百七十九名ノ者ヨリ朝鮮国一件是非問罪ノ師御差向可相成儀」を受けた滋賀県は、その対応について伺いを出している。政府は、「其庁限り説諭ヲ加ヘ可申処其儘伺出候ハ不都合ノ次第二候」との指令を出した。さらに、明治八年一二月一三日、各地方官に対して、黒田による朝鮮との交渉の主眼は「公法ノ条理ニ循ヒ両国交際ノ為ニ和平ノ結約」であり、「人民妄ニ浮議ヲ生シ方向ヲ誤ル等ノ事無様各地方官ニ於テ精々注意可致此旨相達候事」を内達した。⁽⁷⁷⁾

政府はまた、対外的な配慮も求められた。外務卿の寺島宗則が中心となり、黒田の朝鮮国派遣が朝鮮国との談判を目的としていること、警備艦二―三艦で江華島に向かうが兵士を率いていないこと、清国は本件に関係がないこと、などがイギリス、アメリカ、ロシアをはじめとする欧米諸国に伝えられた。⁽⁷⁸⁾ 日本に朝鮮領有の意図がないことを明瞭にしたのである。

国内外の状況を睨みながら、「訓条」および「内論」により、対朝鮮交渉の基本方針が明確化された。「訓条」のなかで、「全権使節タル者ハ和約ヲ結フコトヲ主トシ彼能我カ和交ヲ修メ貿易ヲ広ムルノ求ニ順フトキハ即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スルコト使臣ノ委任ニアリ」とし、また「内論」のなかでも、「釜山ノ外江華

表一 随行員

所属	氏名	肩書き	出身
陸軍省 計 14 名	種田政明	少将	薩摩
	樺山資紀	中佐	薩摩
	永山武四郎	准陸軍少佐	薩摩
	福田半（治軒）	大尉	大坂カ
	勝田四方蔵	大尉	長州
	岡本柳之助	大尉	紀州
	飯田俊助	中尉	長州
	野崎貞次	中尉	薩摩
	目賀田健	中尉	長州
	井上教之	中尉	長州
	磯林真三	少尉	土佐
	中條弘毅	少尉	備前
	山本居周	少尉	薩摩
外務省 計 6 名	益満邦介	少尉	薩摩
	宮本小一	大丞	幕臣
	森山茂	権大丞	大和国
	石幡貞	四等書記生	福島
	浦瀬裕	四等書記生	対馬
	荒川徳滋	六等書記生	対馬
開拓使 計 11 名	中野許太郎	六等書記生	対馬
	安田定則	少判官	薩摩
	小牧昌業	幹事	薩摩
	鈴木大亮	七等出仕	仙台
	永山武四郎	七等出仕	薩摩
	佐藤秀顕	八等出仕	津
	松岡譲	八等出仕	幕臣
	小寺秀信	十三等出仕	高鍋
	甘利後知	十四等出仕	駿府
	山田清重	十四等出仕	不明
正院 1 名	河田紀一	十五等出仕	東京府
	小林可也	御用掛	駿府カ
	末松謙澄	御用掛	福岡

※永山武四郎は陸軍と開拓使を兼任

港口貿易ノ地ヲ定ム」ことが第一義とされた。⁽⁷⁹⁾ すなわち、朝鮮との国交樹立と通商開始が交渉の最優先事項と位置づけられたのである。

交渉方針が定まった一方で、随行員の人选も重要なポイントであった。「黒田清隆関係文書」に収録されている「使鮮日記」に基づき、随行員をまとめたものが次の表一である。⁽⁸⁰⁾

先述のとおり、これまでの対朝鮮交渉は外務省が主導していたが、今回の随行員は開拓使から一名と、外務省の六名を上回った。さらに、「開拓使出張所内二一局ヲ開キ以テ此行ニ関スル一切ノ事務ヲ整理ス」とされた。また、「公私書共都テ同使ニテ取扱可申候」と、黒田の導きで随行員の信書の管理も開拓使に一元化された。対

朝鮮交渉の主導権は、外務省から黒田および開拓使に完全に移ったのである。なお、陸軍省からの一四名の随員については、陸軍中將の黒田の護衛が主目的であったと考えられる。

ここで想起されるのは、樺太問題をめぐる開拓使と外務省の主導権争いである。外務省は、対露強硬論を唱えていたが、黒田が樺太放棄を主張し、黒田が推した開拓使官員の榎本の導きで樺太・千島交換条約を締結させた。黒田および開拓使が外務省から対露交渉の主導権を奪い、北方の国境を画定させたのである。⁽⁸¹⁾先に紹介した、外務卿の寺島による黒田の朝鮮派遣への反対は、対朝鮮交渉の主導権までが開拓使に奪われることを警戒したためと考えられる。先述のとおり、外務省は朝鮮問題に関して、対馬宗家に頼る前時代的なつながりを重視したものの、交渉を進展させられなかった。「大久保政権」としては、朝鮮との交渉を進めることに加えて、西洋からのみられ方を考慮し、西洋国際法的道理を重視することも肝要であった。黒田は、朝鮮問題の早期解決のために、そして西洋からの視線も意識した交渉を行うために、外務省から主導権を奪ったと指摘できよう。

(四) 対朝鮮交渉

黒田清隆は、釜山入港直後の明治九年一月一七日、「談判ノ穩便ニナラサルハ略々見切モ付キタ」るため、二個大隊の速やかな派遣を要請しており、黒田が朝鮮との開戦に前向きであったことの根拠の一つとなっている。⁽⁸²⁾黒田の要請は、どのように理解されるべきであろうか。

黒田は、日本を発つ間際の一月一四日、随行員に対して、朝鮮との交渉状況等を日本の新聞社に漏洩しないよう指示を出した。⁽⁸³⁾朝鮮との交渉過程の報道によつては、日本国内の征韓熱を高めかねず、これを防ぐ必要があった。先に紹介した、随行員の信書のやりとりを開拓使が担うようになったことには、情報管理という理由もあったのである。また、一月二五日、随行員、護衛兵、乗組員全員に対して、「該地到達ノ上」は、「礼節ヲ厳シシ彼

国人へ対シ放肆傲慢ノ挙動」などで「我国体ヲ辱メサル様厚ク相心得」るよう達した。さらに、「上官ノ指令ナク擅ニ上陸スルヲ禁ス」、「道路ニ徘徊放歌シ又ハ往来ノ人ニ対シ無礼ノ振舞且ツ妨碍ヲ為スヲ禁ス」など、具体的な禁止事項も列挙した。黒田は二個大隊派遣要請の前後、無用の衝突を回避すべく随行した面々を引き締めており、一貫して開戦を避けようとしていたことがわかる。ただし、朝鮮側から砲撃を受ける可能性は捨てきれないうえに、「海路甚タ困難ノ季節」⁽⁸⁴⁾でもあった。そのため、二個大隊派遣要請時も、「我ヨリ暴挙セザルハ兼テ約束ノ通り」であると述べている。井上馨も、黒田と同時期に、交戦ではなく自衛のための二個大隊派遣要請を行った。⁽⁸⁵⁾ 黒田の要請も、あくまで自衛のためのものであったといえよう。⁽⁸⁶⁾

なお、明治政府は、万が一であっても交戦を避けること、最低限の護衛艦による朝鮮行きであると欧米諸国に伝えていること、などの理由から、黒田および井上の二個大隊派遣要請を拒否した。⁽⁸⁷⁾ この決定が、野村靖から黒田にもたらされたのは二月七日のことである。このとき、黒田らの身は既に江華にあった。派遣要請の返事を待つことなく、釜山を発っていたのである。この点も、黒田の要請が開戦を意識するものではなかったことを示唆しているよう。

さて、黒田による朝鮮との交渉は、二月一日より開始された。交渉過程の詳細は他の優れた研究に委ね、本稿では、「大久保政権」の外交方針や黒田の政治意識を考える上で興味深い点を指摘することとしたい。⁽⁸⁸⁾ それは、黒田らが何を軸として日本の要求を組み立てたのか、ということである。黒田はまず、交渉初日に、日本への返書がないこと、雲揚艦に砲撃したことを糺した上で、「和好ノ大局ヲ全フ」⁽⁸⁹⁾することを朝鮮側に提案した。翌日、黒田が条約案を提示し、井上は両国が「同等ノ権ヲ有スルニ付万国交際普通ノ例ニ依リ天地ノ公道ニ基キ取調」べるよう求めた。朝鮮側は、「新規ノ箇条多ク我等ノ専決ヲ為シ難ケレハ先ツ大意ヲ京師ニ奏シ然ル後此条約書案ヲ差出ス順序ニ相成ヘク我国ノ例格ニテハ縦令領議政来リ接ストモ独断ハ出来不申日ヲ期シテ決答スルハ出来

申スマシ」と、引き延ばしを求める。これに対して黒田は、「今斯条約ハ天地ノ公道ニ基ツキ万国普通ノ例ニ依リ取調タル者ナリ」と万国公法を持ち出した上で、「愚考ニハ御両人ノ内御上京ノ上奏聞可然五日間ニ可否ノ決答承リタシ」と期限を切ったのである。その後、朝鮮側が無署名調印を主張すると、黒田は「条約ナラサルニ至ラハ我国情紛紜両国必ス平和ヲ保ツヲ得サルヘシ」、「遺憾ナレトモ貴大臣等ニ会晤スルモ今夕ヲ限リトス」と、武力衝突も辞さないという態度を示した。最終的には朝鮮側が折れ、二月二七日に日朝修好条規が調印された。

このように黒田らは、万国公法の遵守を交渉の基本的枠組みとしていた。そして、朝鮮側の主張が万国公法に照らして不相応だと見做された場合は、武力衝突も辞さないという強い姿勢を示した。万国公法を意識した点は、台湾問題に際して清国との交渉にあたった大久保に重なる。前年九月から一〇月にかけての大久保の対清交渉は、日本の台湾出兵を「義挙」と位置づけることを最優先した⁽⁹⁰⁾。そして、大久保が西洋国際法的道理の重要性を黒田に説いたことはすでに指摘したとおりである。黒田も、大久保と同じ方針で対朝鮮交渉に臨んだのであった。

黒田や大久保がこのような外交方針をとったことには、いかなる背景があったのだろうか。一つには、西洋諸国に日本を近代国家としてみてほしいとの意識があったであろう。いま一つには、停滞していた朝鮮との交渉を進める上で、西洋国際法的道理に基づく「正当」な行為として軍事的圧力をかけられるという意識もあったと考えられよう。

(五) 日朝修好条規調印後

明治九年三月二日、日朝修好条規調印の報に接した大久保利通は、「不堪欣喜国家ノ為可賀」と、歓喜した⁽⁹¹⁾。三月四日に黒田清隆が帰国すると、すぐに「談判ノ模様大略」を聞き、「誠二十分ノ都合不堪大慶候」と喜びを重ねた⁽⁹²⁾。黒田と井上馨は帰国直後、二個大隊の派遣を要求したことに対して、「実ニ惶悚ニ堪ヘサルナリ」との

思いを吐露し、「訓条ノ旨趣ト相及スルニ至ル宜シク専斷ノ責ニ任スヘキナリ謹テ事由ヲ陳シ処分ヲ待ツ」と三条実美に伝えた。⁽⁹³⁾無論、彼らに処分が下されることはなく、三月二十七日には皇居で祝宴が開かれた。⁽⁹⁴⁾

もつとも、朝鮮との国交樹立をもつて、対朝鮮交渉が完遂したわけではない。黒田および井上が三条に宛てた文書には、「訓条ノ旨趣」に背いた事項として、開港場を指定しなかったことも挙げている。彼らは開港場を指定しなかった理由を、「該地ノ実境ヲ見ルニ及テ始メ其船艦出入ニ便ナラス且人民貧陋物産稀少ナルヲ知り以爲ク之ヲ開テ通商ノ区ト爲スモ我ニ於テ利益ナシ」と、朝鮮との通商が日本に経済的利益をもたらさないと見込んだことに求めた。⁽⁹⁵⁾「大久保政権」が志向する内治政策の推進のためにも、朝鮮との貿易による利潤の確保は重要である。しかし、対朝鮮交渉に際して当地の産業や経済状況等を調査した結果、そのような見通しが立たなかったのである。

黒田と井上は、再び三条に書簡を送り、「上下貧困到处寂寞タル部落アル而已彼ト強テ貿易セント欲スルモ貨幣アル無ク産物一ノ貴重スヘキナケレハ至急繁盛ノ互市ヲ開ク時ニアラス」と、朝鮮との通商に消極的な姿勢を露わにする。「今ヨリ三所ニ開港シ各領事ヲ派出シ彼亦税関ヲ設立シ貿易事務官ヲ置ク等双方多少ノ体裁ヲ備ル」と、交渉そのものはやむを得ないとしつつ、「両政府共徒ラニ煩擾ト費用トヲ増生スル而已ニテ結句方今ノ緊務ニ有之間敷ト思考候」と、無駄な骨折りになるとの見通しを持っていた。⁽⁹⁶⁾

日朝修好条規は、第一款で六ヶ月以内に通商章程締結に向けて動き出すことを定めていた。五月二十五日、黒田はこの点について、意見書を提出している。黒田は、「未開ノ国ニ対シテハ珠ニ信義ヲ重ンシ」なければ、時間稼ぎをされて条約が守られなくなってしまうと警鐘を鳴らし、「信ヲ外国ニ失ヒ其輕侮ヲ来」さないように通商交渉を行う委員を選定すべきであると主張する。また、朝鮮の沿海を測量して通商に便利な地を選び、日朝修好条規第五款にあるように二〇ヶ月以内に開港先を決めることが肝要であるとも説いた。⁽⁹⁷⁾黒田が朝鮮との通商に

積極的になったようにも読めるが、「信ヲ外国ニ失ヒ其輕悔ヲ来」さないことを理由としており、経済的利益を追求するためではない点が重要であろう。実際にこの後、通商交渉に外務省の宮本小一が派遣されたが、政府全体としては国交樹立後の通商交渉には消極的と評されている⁽⁹⁸⁾。黒田は朝鮮との通商が大きな利益をもたらさないと考え、対朝鮮交渉のイニシアチブを再び外務省に戻したのである。朝鮮との国交樹立に加えて、通商交渉の重要性が低下したことをもって、「大久保政権」の朝鮮問題は一応の解決をみたといえよう。

なお、明治九年五月一三日、黒田は三条や伊藤博文、山県有朋に北海道視察に向いてほしいと、大久保および木戸孝允に願ひ出た。⁽⁹⁹⁾一五日には、伊藤と山県に直接依頼している。黒田は、開拓使の事業を推進するうえで、「実地形勢御諳知無之而は多少之不都合」があるため、大臣・参議・省卿クラスの北海道視察を求めたと述べる。⁽¹⁰⁰⁾その結果、七月から九月にかけて三条、伊藤、山県、寺島宗則の北巡が実現した。また、八月には、札幌農学校が開設された。⁽¹⁰¹⁾黒田は、朝鮮との通商に見切りをつけ、北海道開拓をさらに強化することで、内治政策の推進につなげようと考えたのである。

四、おわりに

以上、明治八年（一八七五）から翌九年にかけて、「大久保政権」が直面した外交・内政の諸課題において、黒田清隆がいかに対峙したかを明らかにしてきた。いま一度、その内容を整理すると次のようになる。

大阪会議において、大久保利通は木戸孝允に政府復帰を打診した。その際、大久保の指示により黒田も同席したが、酒席で木戸に放言してしまふ。黒田は東京に戻されるものの、大久保より勅使を出すための調整を命ぜられた。木戸の復帰に端を発した政体改革に対して、黒田は反対した。これは、板垣退助を警戒したためである。

黒田は久光とも距離を置いており、反立憲制・反長州・親久光ではなかったことを確認しておきたい。また、クルル諸島を巡航した黒田は、穏便な帰属と現地産業の可能性を探った。これは、「大久保政権」が最重要課題とした内治政策を推進するうえで大きな意味を持った。

江華島事件を受けて、黒田は特命全権弁理大臣に就任した。これは、大久保の意向によるものである。大久保は、樺太問題や台湾問題での振る舞いやクルル諸島巡航の実績に鑑み、停滞した朝鮮との交渉を進展させ、武力衝突を回避して国交樹立・通商開始を実現させるべく、黒田に白羽の矢を立てた。ただし、黒田が好戦的にみられていたことは確かであった。周囲からどのようにみられるかを意識し、ときに好印象を持たれるべく演じることは、政治家にとって極めて重要である。黒田がこの点に劣っていたことは、政治家としての彼の限界であったと指摘せねばならない。このような黒田を交渉役に据えれば、国内外に「大久保政権」の意図が誤解される可能性があった。とりわけ、国内の征韓熱を高めるわけにはいかず、大久保は様々に配慮した。大久保はまた、薩長の均衡を保つことにも心を砕いた。そのため、井上馨を特命副全権弁理大臣に就任させたのである。黒田も、長州グループとのコミュニケーションを密にし、井上の就任に向けて三条実美や岩倉具視への根回しに動いた。

対朝鮮交渉は、外務省ではなく開拓使が主導するなかで、武力衝突を回避して解決をみた。しかし、朝鮮との通商に内治政策推進の基盤となりうる経済的利益を見出せなかったことから、国交樹立後、朝鮮との通商交渉の重要度は低下し、交渉窓口は開拓使から外務省に戻された。ここに至り、「大久保政権」の朝鮮問題は解決されたいえよう。黒田は以後、北海道開拓に従事することで、内治政策を推進しようと試みることとなる。

これらの点から、黒田が内治政策推進のためにも薩長の均衡を保とうとする内政の基本方針を持っていたことを指摘できる。黒田はまた、国防上の必要な措置をとりつつ、不容易な衝突を避け、通商による経済的利益を確保することで内治政策につなげようという外交の基本方針も有していた。黒田と大久保は、明治八年の政体改革

では考えを異にしたものの、内政および外交の基本方針で合致していたのである。そして、前年の対清交渉における大久保と同様に、黒田も西洋国際法的道理を軸として対朝鮮交渉にあたった。経済的にも軍事的にも優位に立つ日本にとって、西洋国際法的道理の貫徹は好都合であり、「正当」なものと位置づけた軍事的圧力を背景に、日朝修好条規を導いた。かくして「大久保政権」は、一連の外交問題を解決させたのである。

このような交渉は、評価が分かれるところであろう。福沢諭吉は、『文明論之概略』のなかで、国際社会とは西洋諸国の価値観で作りの出されたものであり、ときに戦争行為も是とされる現実に言及する。そして、日本がかつての海禁政策に戻ることは不可能であり、独立を守るために、この国際社会を生き抜き、複雑な外交交渉を乗り越えていかねばならないと喝破した。同書の刊行が明治八年——台湾との交渉の翌年であり朝鮮との交渉の前年——であることは、単なる偶然でない。大久保や黒田は、国家の指導者として現実的な判断を下したといえる。他方で、彼らの意図がどこにあれ、日本が台湾に出兵し、朝鮮に軍事的圧力をかけたことは確かであり、それを交渉相手がどのように受け取ったのかは改めて検証せねばなるまい。また、大久保や黒田が武力衝突を可能な限り避けたとはいえ、領土的野心が全くなかったとまではいいきれない。あくまで優先順位の問題であったとも考えられよう。

さて、本稿の目的である「大久保政権」の構造に考察を加えれば、大久保と同郷の黒田が外交方針・安全保障戦略で一致していた意味は大きく、「大久保政権」の支柱の一つであったといえる。外交問題が争点化し、安全保障戦略の不一致から明治六年政変が引き起こされたことは、大久保の記憶に新しい。繰り返しとなるが、「大久保政権」が内治政策を推進するためには、外交問題の争点化を避けることが肝要である。大久保は当初、外務卿に据えた寺島宗則にこれを期待したものと考えられる。洋行経験を持つ寺島は、西洋への知識も外交の実績も、最も豊富な薩摩閥政治家であった。寺島がこれらを生かし、江華島事件や黒田の朝鮮派遣に際し、日本に朝鮮領

有の意図がないことを西洋諸国に伝えることに尽力したことは確かである。

しかし、寺島は外務卿就任当初、樺太問題に際してロシアとの交渉役に副島種臣を当てようと考えた。⁽¹⁰²⁾ 副島は、これまでロシア交渉を担っていたものの、明治六年政変で下野した直後であり、対ロシア強硬派でもあり、「大久保政権」の外交方針とは相容れない存在であった。台湾問題や朝鮮問題においても、寺島が西洋国際法的道理を踏まえた交渉を行うためにリーダーシップを発揮するには至らなかった。大久保は、樺太問題では黒田の推薦により榎本武揚を全権とし、台湾問題では自らが交渉にあたった。朝鮮問題では、寺島が任せた森山茂や広津弘信は、対馬宗家に頼るという前時代的、近世的観念を重視した結果、交渉を進展させられなかった。対朝鮮交渉の行き詰まりは、征韓論を再燃させる恐れがあり、やがて政権を揺るがしかねない。そこで大久保が現状打破を期待したのが、黒田だったのである。

これまで黒田については、酒癖の悪さや長州グループからの不評などを根拠に、過小評価されてきた感が否めない。本稿でみてきたように、外務省主導で暗礁に乗り上げた朝鮮問題は、黒田の交渉により江華島事件以降の軍事衝突を回避し、解決に導かれた。黒田の政治的役割や交渉力は、再評価されるべきであろう。⁽¹⁰³⁾ この点はまた薩摩閥政治家をいかに評価すべきか、という新たな関心を抱かせる。大久保と黒田が連携する一方で、寺島が大久保の期待に十分に応えられなかったように、薩摩閥政治家として単純に一括りできない複雑さも指摘できる(ただし、寺島は政治家というよりも学者であったのかもしれない)⁽¹⁰⁴⁾。換言すれば、人的つながりや属人的要素が多分に残されていたと考えられる明治前期の政治を検証する場合、薩摩閥の凝集性や構造、政治的影響力などの実態解明は、やはり極めて重要であろう。本稿は、かねてより指摘されてきた課題を改めて指摘することで擱筆したい。

- (1) 「大久保政権」の成立時期についても諸説あるが、本稿では明治六年政変以後の政権を指す言葉として用いる。「大久保政権」の研究史については、小幡圭祐「大久保政権」論の現在地」(『歴史評論』八八三、二〇二三年一月)を参照されたい。
- (2) たとえば、勝田政治『大久保利通と東アジア——国家構想と外交戦略』(吉川弘文館、二〇一六年)、柏原宏紀「内治派政権考」(『日本歴史』七八五、二〇一三年一〇月)、小幡圭祐「井上馨と明治国家建設——「大大蔵省」の成立と展開」(吉川弘文館、二〇一八年)、同「大隈重信の政治的・行政的基盤と「事務局」」(明治維新史学会編『明治維新史論集二明治国家形成期の政と官』、有志舎、二〇二〇年)、同「大久保利通と内務省勸農政策」(『日本史研究』七〇六、二〇二一年六月)など。「内治派政権考」では、その実態に鑑み、「大久保政権」という呼称への疑義が呈されている。かかる指摘に鑑み、本稿では、「大久保政権」と括弧付きで表現する。なお、『大久保利通と東アジア』は、当該期の外交問題における大久保の関わりを追った貴重な研究成果であり、本稿も大きな示唆を得ている。
- (3) 前掲『大久保利通と東アジア』、瀧井一博「大久保利通——「知」を結ぶ指導者」(新潮社、二〇二二年)。
- (4) 拙稿「大久保政権」下の黒田清隆——明治六・七年の外交と内政」(『法学研究』九七(二)、二〇二四年一月)。
- (5) 明治七年六月三日付木戸孝允宛伊藤博文書簡(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』一、東京大学出版会、二〇〇五年、二六九頁)。翌月にも、「島左府一条に付、色々混雑」との見解を示している(明治七年七月一日付木戸孝允宛伊藤博文書簡(前掲『木戸孝允関係文書』一、二七〇頁))。
- (6) 明治六年一〇月二日付伊藤博文宛井上馨書簡(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一、塙書房、一九七三年、一三一頁)。
- (7) 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上(原書房、一九七〇年)、八八八頁。
- (8) 明治七年二月一日付木戸孝允宛井上馨書簡(前掲『木戸孝允関係文書』一、三七二・七三頁)。
- (9) 「薩長同盟」における黒田の役割については諸説ある。町田明広『薩長同盟論——幕末史の再構築』(人文書院、二〇一八年)は、慶応元年(一八六五)一二月の黒田の長州派遣に関して、先行研究や一次資料を踏まえて新たな知見を導いているので参照されたい(二〇一・一二頁)。なお、同書は、当該期の状況や「薩長同盟」の内容に鑑み、「小松・木戸覚書」という呼称を提唱している。本稿は、かかる提唱を踏まえ、「薩長同盟」と括弧付きで表記した。

- (10) 『大久保利通日記』下（日本史籍協会、一九二七年）、明治八年一月七日条。妻木忠太編『木戸孝允日記』三（一九三三年）、明治八年一月七日条。
- (11) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年一月八日条。
- (12) 明治八年一月九日付大久保利通宛木戸孝允書簡（立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』二、マツノ書店、二〇〇八年、四〇〇―一頁）、明治八年一月九日付大久保利通宛黒田清隆書簡（立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』三、マツノ書店、二〇〇八年、二七頁。内容から明治八年の書簡と判断した）、前掲『木戸孝允日記』三、明治八年一月一日条。
- (13) 明治八年一月一日付伊藤博文宛大久保利通書簡、明治八年一月二四日付伊藤博文宛大久保利通書簡（いずれも『大久保利通文書』六、日本史籍協会、一九二八年、二四七―五一頁）。
- (14) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年一月一七日条。明治八年一月一七日付大久保利通宛黒田清隆書簡（前掲『大久保利通関係文書』三、一八頁）。
- (15) 明治八年一月一八日付三条実美・岩倉具視宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、二五三頁）。
- (16) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年一月二二日条。
- (17) 明治八年一月二六日付黒田清隆宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、二五五―五六頁）。
- (18) 前掲『大久保利通日記』下、明治八年一月二九日条。明治八年一月三〇日付黒田清隆宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、二六二頁）。
- (19) 『明治天皇紀』三（吉川弘文館、一九六九年）、三九四頁。
- (20) 明治八年二月九日付伊藤博文宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、二六八頁）。
- (21) この時期の島津久光については、刑部芳則『明治国家の服制と華族』（吉川弘文館、二〇二二年）、久保正明『明治国家形成と華族』（吉川弘文館、二〇一五年）、内藤一成『明治八年の政変——埋もれた政変の発掘と考察』（瀧井一博編『明治』という遺産——近代日本をめぐる比較文明史）、ミネルヴァ書房、二〇二〇年）などがある。また、久光問題と元老院の創設については、拙著『元老院の研究』（慶應義塾大学出版会、二〇一四年）第一章「元老院の創設」、一七―四二頁で詳述している。

- (22) 明治八年二月七日付大久保利通宛三条実美書簡(立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』四、マツノ書店、二〇〇八年、一一〇頁)。
- (23) 「陸軍少尉谷干城辞表提出ノ件外」(「諸官進退・諸官進退第三十二巻・明治八年三月」、国立公文書館所蔵)。
- (24) 前掲『大久保利通日記』下、明治八年三月一八日条。
- (25) 「政体改正議事の略記」(「黒田清隆関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (26) 「政体取調書原案」(「公文別録」、国立公文書館所蔵)。
- (27) 前掲「政体改正議事の略記」。
- (28) 『保古飛呂比 佐佐木高行日記』六(東京大学出版会、一九七五年)、二四〇頁。
- (29) 前掲『元老院の研究』、二五頁。
- (30) 前掲「政体改正議事の略記」。
- (31) 明治八年七月二六日付木戸孝允宛井上馨書簡(前掲『伊藤博文関係文書』一、一四〇―四二頁)。
- (32) 明治八年七月一八日付伊藤博文宛井上馨書簡(前掲『伊藤博文関係文書』一、一三九―四〇頁)。
- (33) 「左大臣公議長兼任案他に付上申」(前掲「黒田清隆関係文書」)。
- (34) 明治八年九月一三日付黒田清隆宛大久保利通書簡(前掲『大久保利通文書』六、四二六頁)。なお、この書簡からは、黒田のクリル諸島巡航中は安田定則が政情を黒田に伝える役割を担っていたこと、内容の重要性に鑑み今回は大久保が自ら書簡に認めたこと、なども窺い知ることができる。
- (35) 前掲『大久保利通日記』下、明治八年一〇月二四日条。
- (36) 明治八年一〇月二四日付岩倉具視宛三条実美書簡(日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』六、東京大学出版会、一九六九年、四二〇頁)。
- (37) 明治八年一月二六日付大久保利通宛黒田清隆書簡(前掲『大久保利通関係文書』三、一九頁)。
- (38) 同条約の交渉過程については、犬飼ほなみ「樺太・千島交換条約の締結交渉——大久保利通の東アジア外交の展開との関係」(『明治維新史研究』第二号、二〇〇五年十二月)、醍醐龍馬「榎本武揚と樺太千島交換条約(二)・(二二)——大久保外交における「釣合フヘキ」条約の模索」(『阪大法学』六五(二)・(三)、二〇一五年七・九月)、麓慎一

『一九世紀後半における国際関係の変容と国境の形成——琉球・樺太・千島・「竹島」・小笠原』（山川出版社、二〇〇三年）などを参照されたい。

(39) 以下、「クリル島記行」（前掲「黒田清隆関係文書」）による。

(40) この点に関連して、「クリル諸島において露米会社の活動が停止してからペテルブルク条約によりこの領土が日本に譲渡されるまでの一時期（一八六七—一八七五年）は、この諸島が形式上沿海州軍務知事の管轄から遠ざかった時だった。形式的にはという理由は、いかなる行政機関も自治機関も現地に設けられることがなかったからである。この期間全体を通じて、何か職務を帯びた役人がクリル諸島を訪問することは誰ひとりなかった。クリル人、アレウト人、コディアク人は、それまでのように自分たちの子供に読み書きを教える機会だけでなく、基礎的な医療サービスまでも失った。ロシア正教の信者でありながら、彼らはまた司祭にも忘れられてしまった。」との言及がある（ヴァレーリー・シュビン著／醍醐龍馬・鬼内勇津流訳「一八六七年から一八七七年にかけてのクリル諸島」（『人文研究』一四五、二〇二三年三月）、三二頁）。

(41) 「黒田長官クリル諸島巡航取調書」（『太政類典』、国立公文書館所蔵）。

(42) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年二月七日条。

(43) 外務省による対朝鮮交渉の経緯は、前掲『大久保利通と東アジア』、一三四—六五頁。

(44) 鈴木淳『維新の構想と展開』（講談社、二〇一〇年）、一二六—三〇頁。

(45) 以下の流れは、特に言及のない限り、前掲『大久保利通と東アジア』、一六〇—七七頁に依拠した。

(46) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年九月二九日条。

(47) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年一〇月三日条。

(48) 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』下（明治書院、一九二七年）、一八七九—八二頁。これまで、木戸のこの意見書が後の黒田の使節派遣に繋がったと理解されてきたが、朝鮮との国交樹立を直接求めているわけではないことから、こうした見解には疑義が呈されている（前掲『大久保利通と東アジア』、一六一頁）。

(49) 前掲『大久保利通日記』下、明治八年一〇月二七日条。

(50) 前掲『大久保利通と東アジア』、一六二—一六三頁。

(51) 「朝鮮及支那二対スル通告」(神川彦松監修・金正明編『日韓外交資料集成』一、巖南堂書店、一九六六年、四一八頁)。このボアソナードの意見書については、小磯聡子「江華島事件におけるボアソナード意見書と万国公法」(小林和幸編『葛藤と模索の明治』、有志舎、二〇二三年)が詳細に分析し、木戸や黒田の考え、明治政府の対応との連関を指摘している。

(52) 外務省『大日本外交文書』八(日本国際協会、一九四〇年)、一三九頁。

(53) 朝鮮側の対応については、北川スマ子「江華条約の締結」(趙景達編『近代日朝関係史』、有志舎、二〇一二年)、一一四―一三五頁に依拠している。

(54) 小磯は、そもそも黒田の暴走癖に懸念が持たれていたとする研究(坂野潤治「征韓論争後の「内治派」と「外征派」」『年報近代日本研究』三、一九八一年一月)、西郷の朝鮮使節論と同様に征韓論に基づく外交政策と捉える研究(高橋秀直「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』三八、一九九八年三月)、避戦論が根底にあったとする研究(前掲『大久保利通と東アジア』)、平和的解決を優先しながら武力行使も考慮していたとする研究(前掲『江華島事件におけるボアソナード意見書と万国公法』)と分類している(前掲『江華島事件におけるボアソナード意見書と万国公法』、一一二―一六頁)。

(55) 明治八年一〇月一四日付大久保利通宛寺島宗則書簡(立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』四、マツノ書店、二〇〇八年、二二八頁、内容から明治八年の書簡と判断した)、同年同月一五日付大久保利通宛寺島宗則書簡(前掲『大久保利通関係文書』四、二二三―二四頁)。

(56) 明治八年一〇月一五日付大久保利通宛吉井友実書簡(立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』五、マツノ書店、二〇〇八年、三七八頁、内容から明治八年一〇月の書簡と判断した)。

(57) 明治八年一二月二五日付寺島宗則宛大久保利通書簡(前掲『大久保利通文書』六、五二〇頁)。

(58) 明治八年一二月二五日付黒田清隆宛大久保利通書簡(前掲『大久保利通文書』六、五二一―五二二頁)。なお、明治八年一二月二日付黒田清隆宛大久保利通書簡(前掲『大久保利通文書』六、五二七頁)にも、「山田木戸二代り参度与之嘆願頻リニ候」と、山田が自らの朝鮮派遣を何度も懇願していることが明記されている。

(59) 明治八年一二月二八日付岩倉具視宛三条実美書簡(前掲『岩倉具視関係文書』六、四四二―四四三頁)。

- (60) 明治八年一月二九日付岩倉具視宛鮫島尚信書簡（前掲『岩倉具視関係文書』六、四四三頁）。
- (61) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年二月七日条。
- (62) 明治八年二月一三日付伊藤博文宛大久保利通書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、二三三―三四頁）。
- (63) 前掲『征韓論争後の「内治派」と「外征派」』、二五九頁。
- (64) 前掲『「大久保政権」下の黒田清隆』、三四三―四七頁。
- (65) 明治七年一〇月三〇日付黒田清隆宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、一五二―五七頁）。
- (66) 以下、引用は「黒田清隆建議」（前掲『日韓外交資料集成』一、九二―九三頁）。
- (67) 小磯は、こうした黒田の考えに、万国公法に基づいたボアソナードの交渉案との親和性を見出している（前掲『江華島事件におけるボアソナード意見書と万国公法』、一三〇―三三頁）。
- (68) 明治九年一月一六日付伊藤博文宛井上馨書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一、一四四―四五頁）。
- (69) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年二月一日条。
- (70) 明治八年二月七日付黒田清隆宛大久保利通書簡（前掲『大久保利通文書』六、五二八―二九頁）。
- (71) 木戸は、井上の朝鮮派遣が彼の政府復帰の好機となる、とみている（明治八年二月七日付伊藤博文宛木戸孝允書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』四、塙書房、一九七六年、二七四―五頁））。政府内が戦争に決したと日記に記したのと同日の書簡である。日記を書いた後の書簡であると考えられる。
- (72) 明治九年一月一六日付伊藤博文宛井上馨書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一、一四四―四五頁）。
- (73) 前掲『木戸孝允日記』三、明治八年二月九日条。
- (74) 明治八年二月一六日付三条美実・岩倉具視宛黒田清隆書簡（前掲『岩倉具視関係文書』六、四四六頁）。
- (75) 同事件の裁判については、尾佐竹猛『法窓秘聞』（育生社、一九三七年）、一六七―一七頁、小田中聡樹「尾去沢銅山事件——司法権独立への陣痛」（我妻栄編『日本政治裁判史録』明治・前、第一法規出版、三二三―三七頁）、菅原彬州「尾去沢銅山事件」一―三（『法学新報』一二九（三・四、五、一二）、二〇二二年九・十一月、二〇二三年三月）などを参照されたい。

- (76) 明治八年二月一日付伊藤博文宛大久保利通書簡（前掲『伊藤博文関係文書』三、二二三頁）。
- (77) 「黒田参議地方官へ内達附滋賀県士族願書下戻」（『太政類典』、国立公文書館所蔵）。
- (78) 「寺島外務卿ヨリ各国駐劄帝国公使等宛」（前掲『日韓外交資料集成』一、一〇一―一頁）。
- (79) 「黒田参議井上議官正副弁理大臣トシテ差遣並使節ノ旨趣訓条内諭及先発委員口陳書附野村外務権大丞差遣」（『太政類典』、国立公文書館所蔵）。
- (80) なお、黒田らが乗船した玄武丸をはじめ、計三隻の開拓使付属船（一時的に海軍に移籍）に加え、護衛のために海軍から軍艦等三隻が朝鮮に渡った。この表では、これら乗組員や護衛兵を含めていない。黒田は、海軍の護衛艦・儀仗兵の指揮権を委ねられたのである。また、陸軍は士官のみで兵卒は不参加であった。これは、日本に領土的野心がないことを示すためだと理解されている（前掲『維新の構想と展開』、一三四―三五頁）。
- (81) 前掲「榎本武揚と樺太千島交換条約（一）・（二）」、醍醐龍馬「黒田清隆の樺太放棄運動——日露国境問題をめぐる国内対立」（『年報政治学』二〇二一年、二〇二二年六月）を参照されたい。
- (82) 「電報写」（前掲「黒田清隆関係文書」）。黒田が三条実美に宛てた電報の写しである。
- (83) 「使鮮始末」（前掲「黒田清隆関係文書」）。続けて紹介する黒田の指示も、同資料に基づく。
- (84) 前掲「電報写」。
- (85) 明治九年一月一六日付伊藤博文宛井上馨書簡、同年同月二三日付伊藤博文宛井上馨書簡（いずれも前掲『伊藤博文関係文書』一、一四四―四六頁）。
- (86) この時期、参議兼陸軍卿の山県有朋と陸軍大輔の鳥尾小弥太が朝鮮と開戦となった際の軍備編制について意見書を提出している（「山県有朋・鳥尾小弥太意見書」（『三条実美関係文書』、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。これも万が一の対応への備えであると理解すべきであろう。
- (87) 前掲「大久保利通日記」下、明治九年一月一八日付条。
- (88) 朝鮮との交渉については、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（朝鮮総督府中枢院、一九四〇年）、四五四―五五五頁、前掲「江華条約と明治政府」、八五―九四頁などを参照されたい。
- (89) 以下、朝鮮との交渉に関する引用は、前掲「使鮮始末」による。なお、次の表二は、黒田および井上による朝鮮

表二 交渉同席者

日にち	氏名	所属	備考
2.11	浦瀬裕	外務省	通訳
	宮本小一	外務省	
	森山茂	外務省	
	小牧昌業	開拓使	
2.12	浦瀬裕	外務省	通訳
	宮本小一	外務省	
	森山茂	外務省	
	安田定則	開拓使	
	小牧昌業	開拓使	
2.13	荒川徳滋	外務省	
	浦瀬裕	外務省	通訳
	宮本小一	外務省	通訳
	森山茂	外務省	
	安田定則	開拓使	
	鈴木大亮	開拓使	
2.20	浦瀬裕	外務省	通訳
	森山茂	外務省	
	野村靖	外務省	
	安田定則	開拓使	
	小牧昌業	開拓使	
	鈴木大亮	開拓使	
2.22	荒川徳滋	外務省	
	浦瀬裕	外務省	通訳
	宮本小一	外務省	
	野村靖	外務省	
	鈴木大亮	開拓使	

国との交渉の同席者をまとめたものである。外務省官員から、これまで対朝鮮交渉を担っていた森山茂、宮本小一、通訳の浦瀬裕、荒川徳滋などに加えて、開拓使からは黒田の側近が名を連ねていることが特筆される。表二は、前掲「使鮮始末」をもとに作成した。

- (90) 前掲『大久保利通』、三二五―四四頁。
 (91) 前掲『大久保利通日記』下、明治九年三月二日条。
 (92) 前掲『大久保利通日記』下、明治九年三月四日条。
 (93) 「引責事由書」(前掲「黒田清隆関係文書」)。
 (94) 前掲『大久保利通日記』下、明治九年三月二七日条。
 (95) 前掲「引責事由書」。
 (96) 明治九年四月付三条実美宛黒田清隆・井上馨書簡(前掲『日韓外交資料集成』一、二四五―四八頁)。
 (97) 「黒田清隆意見書」(前掲「三条実美関係文書」)。本資料は、「日朝仮条約に付上申」として前掲「黒田清隆関係文書」にも収録されている。

(98) 前掲「江華条約と明治政府」、九四―九六頁。

(99) 明治九年五月一三日付大久保利通宛黒田清隆書簡(前掲『大久保利通関係文書』三、二〇頁)。同年同月同日付木戸孝允宛黒田清隆書簡(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』三、東京大学出版会、二〇〇八年、五一七頁)。

(100) 明治九年五月一五日付山県有朋・伊藤博文宛黒田清隆書簡(前掲『大久保利通関係文書』三、二〇―二二頁)。

(101) これらについては、井上聡高「札幌農学校開校(一八七六年)の経緯」(『北海道大学大学文書館年報』七、二〇一二年三月)、同「札幌農学校のころの北海道——三条実美太政大臣北巡を手掛かりに」(『北海道大学大学文書館年報』八、二〇一三年三月)を参照されたい。

(102) 前掲「大久保政権」下の黒田清隆」、三三六頁。

(103) 無論、黒田が周囲からのみられ方に意識が乏しかった面も考慮する必要がある。たとえば伊藤博文は、この点に優れた政治家であったと考えられる。

(104) 寺島宗則は、文久二年(一八六二)より、幕府の使節団の一員として福沢諭吉らと欧州に渡った。その道中、福沢が将軍に文明開化の重要性を説き、日本を一大改革させたいという思いを述べたところ、寺島もこれに賛同したという。ただし福沢は、当時の洋学者の多くはこのようなことを考えていた反面、自ら実務にあたるような功名心はなかったと述べる。その上で、寺島が「参議とか外務卿とか云ふ実際の国事に当たるのは、実に本人の柄に於て商売違ひであつたと思ひます」と『福翁自伝』で回想している(松沢弘陽校注『福沢諭吉集 新 日本古典文学大系 明治編』一〇、岩波書店、二〇一一年、二二二頁)。福沢は寺島の晩年にいたるまで懇意にしており、この寺島評が福沢流の皮肉であったとは考えにくい。